

改正 昭48県公委規程3号・同6号、昭51県公委規程3号、昭55県公委規程1号、昭56県公委規程4号、昭60県公委規程6号、平2県公委規程3号、平4県公委規程6号、平6県公委規程4号、平8県公委規程4号、平10県公委規程5号、平14県公委規程7号、平16県公委規程2号、平19県公委規程5号、平21県公委規程1号、平26県公委規程4号、平27県公委規程7号、平成29年県公委規程3号、平成30年県公委規程1号、令和4年県公委規程1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号から第14号まで及び第2項並びに運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「国公委規則」という。）第4条第2項に規定する講習（以下「講習」という。）を行うに当たって必要な手続を定めることを目的とする。

(講習の区分等)

第2条 この規程に定める講習の区分及び用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「安全運転管理者等講習」とは、法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習をいう。
- (2) 「取消処分者講習」とは、法第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習をいう。
- (3) 「停止処分者講習」とは、法第108条の2第1項第3号に規定する免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止（以下「免許の停止等」という。）を受けた者に対する講習をいう。
- (4) 「大型車講習」、「中型車講習」、「準中型車講習」及び「普通車講習」とは、法第108条の2第1項第4号に規定する免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- (5) 「大型二輪車講習」及び「普通二輪車講習」とは、法第108条の2第1項第5号に規定する免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- (6) 「原付講習」とは、法第108条の2第1項第6号に規定する免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- (7) 「旅客車講習」とは、法第108条の2第1項第7号に規定する免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- (8) 「応急救護処置講習」とは、法第108条の2第1項第8号に規定する免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- (9) 「指定自動車教習所職員講習」とは、法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所の職員（以下「指導員等」という。）に対する講習をいう。
- (10) 「初心運転者講習」とは、法第108条の2第1項第10号に規定する基準該当初心運転者に対する講習をいう。
- (11) 「更新時講習」とは、法第108条の2第1項第11号に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習をいう。
- (12) 「高齢者講習」とは以下の講習をいう。

ア 法第108条の2第1項第12号に規定する講習で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者又は法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する高齢者講習（以下「更新時高齢者講習」という。）

イ 法第108条の2第1項第12号に規定する講習で、法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者に対する高齢者講習（以下「臨時高齢者講習」という。）

ウ 国公委規則第1条に規定する講習で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者又は法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する特定任意高齢者講習

(13) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に規定する免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で、軽微違反行為をし、当該違反行為が法第102条の2の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）で定める基準に該当することとなった者に対する講習をいう。

(14) 「若年運転者講習」とは、法第102条の3で定める基準に該当することとなった者に対する講習をいう。

(15) 「認知機能検査員講習」とは、国公委規則第4条第2項に規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習をいう。

（講習の実施機関等）

第3条 講習は、取消処分者講習、初心運転者講習、臨時高齢者講習、若年運転者講習及び認知機能検査員講習を除き、法第108条の2第3項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の3に定める者に委託して行うものとする。

2 停止処分者講習の施設として、岐阜県自動車運転免許試験岐阜試験場を岐阜市に置く。

3 更新時講習の施設として、岐阜運転者講習センターを岐阜市に、西濃運転者講習センターを大垣市に、中濃運転者講習センターを関市に、多治見運転者講習センターを多治見市に、東濃運転者講習センターを中津川市に、飛騨運転者講習センターを高山市に置く。

4 前2項の施設には、施行規則に定める所要の講習用機材を置くものとする。

（講習修了（終了）証明書の交付等）

第4条 この規程に定める講習を修了（終了）した者に対しては、違反者講習を受講した者を除き、講習修了（終了）証明書を交付するものとする。ただし、安全運転管理者等講習及び更新時講習に関する講習修了（終了）証明書は、講習を受けた者から申出があった場合に限り、これを交付するものとする。

（本部長への委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、講習の実施にかかる必要な事項は岐阜県警察本部長が定める。

第2章 講習

（安全運転管理者等講習）

第6条 安全運転管理者等講習を行うときは、あらかじめ法第74条の3第1項に規定する自動車の使用者に対し、当該安全運転管理事業所における安全運転管理者等の氏名、受講の期日及び場所等必要な事項を通知するものとする。

（取消処分者講習）

第7条 取消処分者講習は、「四輪車学級」と「二輪車学級」に区分して行うものとする。

2 各学級の1グループの定員は、4人を基準とする。

(停止処分者講習)

第8条 停止処分者講習は、免許の停止等の期間が4日未満の者にかかる講習(以下「短期講習」という。)、免許の停止等の期間が4日以上9日未満の者にかかる講習(以下「中期講習」という。)及び免許の停止等の期間が9日以上の者にかかる講習(以下「長期講習」という。)に区分して行うものとする。

2 短期講習、中期講習及び長期講習は、受講者の危険性の態様に応じ、これを特別学級及び一般学級に分けて行うものとする。

(大型車講習等)

第9条 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習、原付講習及び旅客車講習の免許取得時に行う講習は、あらかじめ講習の日時、場所を定めて行うものとする。

(指定自動車教習所職員講習)

第10条 指定自動車教習所職員講習は、技能検定員講習、教習指導員講習並びに卒業証明書又は修了証明書の発行に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員の講習に区分して行うものとする。

2 指定自動車教習所職員講習は、あらかじめ指定自動車教習所を管理する者に対し、当該指定自動車教習所における指導員等の氏名、受講の期日及び場所等必要な事項を通知するものとする。

(初心運転者講習)

第11条 初心運転者講習は、あらかじめ受講者に対し、受講の日時、場所等必要な事項を通知するものとする。

(更新時講習)

第12条 更新時講習は、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習に区分して行うものとする。この場合、法第101条の2第1項に規定する更新期間前に免許証の更新を受けようとする者、特定失効者及び特定取消処分者を除き、法第101条第1項に規定する免許証の更新期間内に受けさせるものとする。

2 更新時講習は、講習の日時、場所を指定して行うものとする。

(高齢者講習)

第13条 高齢者講習は、更新時高齢者講習、臨時高齢者講習及び特定任意高齢者講習に区分して行うものとし、臨時高齢者講習以外は受講者が選択することができるものとする。

2 更新時高齢者講習及び臨時高齢者講習は、あらかじめ受講者に対し、受講の日時、場所等必要な事項を通知するものとする。

3 更新時高齢者講習は法第101条の4に規定する期間内に、臨時高齢者講習は法第101条の7に規定する期間内に、特定任意高齢者講習は政令第37条の6の2第1項第1号に規定する期間内に受けさせるものとする。

(違反者講習)

第14条 違反者講習は、社会参加活動を含む講習、社会参加活動を含まない講習に区分して行うものとする。

2 違反者講習は、あらかじめ受講者に対し、受講の日時、場所等必要な事項を通知するものとする。

(若年運転者講習)

第15条 若年運転者講習は、あらかじめ受講者に対し、受講の日時、場所等必要な事項を通知するものとする。

(認知機能検査員講習)

第16条 認知機能検査員講習を行うときは、当該認知機能検査員講習の実施予定期日の30日前までに、開催の日時、場所等必要な事項を公示するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

(運転免許の行政処分に関する規程の一部改正)

第2条 運転免許の行政処分に関する規程(昭和44年岐阜県公安委員会規程第3号)の一部を次のように改める。

第10章を次のように改める。

第10章 削除

第42条から第48条まで 削除

第49条中「第10章各条」を「運転者等の講習に関する規程(昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号)第3章各条」に改める。

附 則 [昭和48年4月1日岐阜県公安委員会規程第3号]

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 [昭和48年8月1日岐阜県公安委員会規程第6号]

この規程は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則 [昭和51年7月9日岐阜県公安委員会規程第3号]

この規程は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則 [昭和55年2月1日岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則 [昭和56年3月11日岐阜県公安委員会規程第4号]

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 [昭和60年12月13日岐阜県公安委員会規程第6号]

この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 [平成2年8月10日岐阜県公安委員会規程第3号]

1 この規程は、平成2年9月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、旧規程第2条第1項第1号に規定する講習は、平成3年8月31日まで、なお従前の例による。

附 則 [平成4年10月30日岐阜県公安委員会規程第6号]

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 [平成6年5月6日岐阜県公安委員会規程第4号]

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 [平成8年8月23日岐阜県公安委員会規程第4号]

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 [平成10年9月25日岐阜県公安委員会規程第5号]

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 [平成14年5月30日岐阜県公安委員会規程第7号]

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 [平成16年3月22日岐阜県公安委員会規程第2号]

この規程は、平成16年3月22日から施行する。

附 則 [平成19年5月2日岐阜県公安委員会規程第5号]

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 [平成21年3月16日岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年5月30日岐阜県公安委員会規程第4号]

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 [平成27年5月22日岐阜県公安委員会規程第7号]

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 [平成29年2月27日岐阜県公安委員会規程第3号]

1 この規程は、平成29年3月12日から施行する。

2 この規程の施行の際、旧規程第2条第12号に規定する講習は、運転免許証の有効期間の満了日が平成29年9月11日までの者については、なお従前の例による。

附 則 [平成30年3月16日岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [令和4年3月24日岐阜県公安委員会規程第1号]

この規程は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第4条の改正規程は、同年4月1日から施行する。